

議案第 15 号

小城市社会教育施設の施設使用に伴う減免に関する規程を  
定める訓令

小城市社会教育施設の施設使用に伴う減免に関する規程を別紙のと  
おり提出する。

令和元年 9 月 26 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市社会教育施設の施設使用に伴う使用料の減免に関して一律  
した規程を設ける必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

## 小城市教育委員会訓令第2号

### 小城市社会教育施設の施設使用に伴う減免に関する規程

#### (目的)

第1条 この訓令は小城市の社会教育施設使用料の減免についての基準を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この訓令において「社会教育施設」(以下「施設」という。)とは、別表1に掲げる施設をいう。

2 この訓令において「使用料」とは、施設使用料、冷暖房料、照明料及び備品使用料をいう。

#### (使用料の減免の対象)

第3条 前条に掲げる施設を使用する個人及び団体のうち、使用料の減免の対象とする団体は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 小城市及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5第1項及び第3項の訓令による委員及び委員会
- (2) 社会教育法第10条の規定による社会教育関係団体のうち、市内団体又はこれに類する団体とは別表2に掲げた団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、別表3、別表4及び別表5に掲げた団体等
- (4) 市長が特に必要と認めた団体

#### (使用料の減免の割合及び適用する事業)

第4条 使用料の減免の割合及び適用する事業は、以下のとおりとする。

- (1) 前条第1号、別表2及び別表3に掲げた団体が主催及び共催する事業は、使用料の減免率は100分の100とする。
- (2) 別表4に掲げた団体が主催する事業については、施設使用料の減免率は100分の80とする。
- (3) 別表5に掲げた団体等が主催する事業については、施設使用料の減免率100分の50とする。
- (4) 前2号及び3号に掲げるものについては、利用者及び利用者の保

護者から実費負担分を除く料金を徴収する場合は適用しないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令は、この訓令の施行の日以後に受ける許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表1（第2条関係）

1	小城市牛津公民館
2	小城市牛津公民館別館
3	小城市小城公民館岩松支館
4	小城市小城公民館晴田支館
5	小城市小城公民館三里支館
6	小城市生涯学習センター
7	小城市立歴史資料館
8	小城文化センター
9	小城市小城体育センター
10	小城市三日月体育館
11	小城市牛津体育センター
12	小城市芦刈文化体育館
13	小城市牛津武道館
14	小城市三日月ふれあい公園
15	小城市三日月グラウンド
16	小城市牛津運動公園
17	小城市芦刈運動公園
18	小城市野外研修センター

19	小城市牛津赤れんが館
20	小城市牛津会館
21	小城市地域交流センター

別表 2 (第 3 条関係)

1	小城市文化連盟
2	小城市地域婦人会
3	小城市青少年育成市民会議
4	小城市体育協会
5	小城市子どもクラブ
6	小城市文化振興補助金交付団体
7	小城市老人クラブ

別表 3 (第 3 条関係)

1	小城市社会福祉協議会
2	小城市内私立保育園・認定保育園・小規模保育施設
3	小城市内小中学校・幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育施設の保護者会・PTA 等
4	小城市内青少年育成団体
5	小城市人権同和教育推進協議会
6	小城市食生活改善推進協議会
7	小城市内のまちづくり団体で市補助金交付団体
8	小城市区長会、各町区長会
9	小城市ボランティア連絡協議会加盟団体
10	小城市シルバー人材センター
11	小城地区交通安全協会
12	小城市内土地改良区

別表 4（第 3 条関係）

1	小城市文化連盟加盟団体
2	小城市体育協会加盟団体

別表 5（第 3 条関係）

1	小城市・小城市教育委員会後援事業
2	小城市内生涯学習活動登録団体
3	小城市内高等学校・大学
4	小城市市民活動ガイドブックに登録された市民活動推進団体